

佐事研だより

71号



平成 24 年 2 月 21 日 (火)
佐事研 第 71 号

佐賀県公立小中学校事務研究会
編集発行人 会長 鮎川慶一

会員各位

風の寒さと室内の底冷えに震えながらも、夕方の外の明るさに春の前触れを感じる今日この頃です。会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。早いもので今年度もあと1ヶ月少々となりました。インフルエンザ等流行しておりますが、忙しい年度末を前に体調を崩さぬよう気をつけたいものです。さて、佐事研だより第71号は以下の内容です。

◇共通テーマ

「管理職事務長制導入による共同実施について」

(武雄・杵島・鹿島/藤津地区)

◇フリーテーマ 「エコ活動の取組」

(佐賀・小城地区)



◇共通テーマ 「管理職事務長制導入による共同実施について」

武雄市第2学校運営支援室長 中村 大幸 (御船が丘小学校事務長)

武雄市第2学校運営支援室は、5校で6名の事務職員で構成されている。新採1年目、2年目の事務職員を初めとして、経験年数が比較的少ない事務職員が多い。佐賀県公立学校事務共同実施要綱の一部改正に伴い、認定権が事務長である室長に委任されることになると、室長は今まで以上に認定事務において責任を持つことになる。また、他の事務職員に対しこれまでは「調整及び指導助言」だったものが、「指導監督を行う」になっている。室長は加配のある利点を生かし、支援室に係る業務により専念できる体制を作る必要がある。そして、連携校に対し、より積極的にかつ強力に関わり、支援室内の資質向上、ひいては、確実な認定業務が行われるように努める。

「平成23年度共同実施計画書」の「共同実施グループ及び共同実施組織の現状と課題」欄に上記のように記載しました。

平成23年度からの事務長制実施に伴い武雄市では要項や規程及び規則が追加・修正されました。これらの要項、規程、規則等を踏まえて支援室長の業務及び事務長としての業務を行っていますが、なかなか難しいものがあります。

「他の事務職員に対し調整及び指導監督を行う」に関しては、事務長研修会の折、講師の方から次のような説明を受けました。「事務長である支援室長は室員を介して、連携校の事務長でもあることから、室員が本務校で行う学校事務は共同実施の実践業務に関わらず、事務長たる支援室長の管理監督の対象である。事務長は、室員が本務校で行う事務処理の進捗状況を把握し、事務処理が的確に行われるよう指導・助言しなければいけない。」これらを行うには、支援室会議やメール、電話又は兼務校への学校訪問等で連携校との密接な情報共有が必要と考えていますが、なかなか十分には行えていません。本務校の業務に追われ連携校まで手が回らないというのが現状です。本務校の業務を的確に、迅速に処理する必要があります。もちろん、支援室のメンバーは日々、事務処理を的確にかつ迅速に遂行しています。

わたしの方が指導・助言を受ける必要があるかと思います。だが、支援室の室員の失敗は室長の責任であるという心構えでありたいということです。

手当の認定権の委任について触れたいと思います。手当の認定については、これまでも誤りなきよう慎重に法規等を確認しながら処理してきたところですが、事務長が最終的に認定するとなると重いものがあります。今まで以上に法規等を熟知する必要があります。支援室長一人で認定業務の全てを行うことはできないので、支援室内でのチェック体制を強化する必要があります。そこで、支援室長をはじめとして支援室メンバーの認定業務に係る資質向上を図る必要があります。支援室メンバー全体でレベルアップする必要があります。事務長たる支援室長としては、自分の非力を思い知らされる毎日です。勉強しながら、支援室メンバーの力を借り一歩ずつ前進するしかありません。



◇共通テーマ 「管理職事務長制導入による共同実施について」

白石町学校運営支援室長 諸井 義人（白石中学校事務長）

白石町学校運営支援室は、小学校8校・中学校3校の11校12名の室員で構成されています。中心校である白石中学校に事務支援室及び事務長配置がされています。そのため共同実施の定例会は当校で全て行なっています。私は、幸いにも平成20年の県下一斉共同実施開始時から学校運営支援室長を務めています。本室は県下でも1番大きな組織であり、室員も若手からベテランまでバラエティに富んでいますので、月2回の定例会では多くの意見が飛び交います。その意見の集約と支援室の方向性に助言をするのが室長の役目となっています。

白石町共同実施の特徴としては、他の支援室と本質的に違いはないのですが、教育委員会のバックアップ体制が良いことです。毎回の定例会への出席をはじめ、財政当局への働きかけなど、お互い連携しながら共同実施推進に取り組んでいます。

広報及び共通理解のためにHP（ブログ）を開設して4年目になります。県内はもとより県外の事務職員、1万人を超える方々から訪問を受け、白石町の共同実施について貴重なご意見を頂くことが出来ています。

共同実施の導入期から充実期へのステージアップを図り、今年度から教員の業務量軽減に資するために校納金への関わりを始めました。金融機関への入金、管理から業者への支払い、決算までを担当しています。室員全員が校納金に関わることによって教員とのコミュニケーションが深まり、信頼が高まることを期待しています。教員が行っていた業務を事務室の方へシフトすることにより児童・生徒たちへの指導する時間を確保できれば、お互いの資質向上が図れるのではないのでしょうか。

昨年事務長に任命され、はや9ヶ月が過ぎました。事務長としての業務は、これから次第に確立されてくると思いますが、私としては共同実施を行なっている意味を考え、室員の意識をどのように高めていくかを課題としています。権限委譲された認定権や学校運営に参画することも大事な役目ではありますが、管理職事務長に求められているものは①仕事に精通して信頼を得ること②円滑な運営と改善を進めるためのリーダーシップ③前例踏襲ではなく常に改善を視野にいれておく④情報選別・加工能力を高めていくことだと思っています。

学校教育目標達成及び学校教育の推進に寄与する共同実施となれるように考えています。

◇共通テーマ 「管理職事務長制導入による共同実施について」

大町町江北町学校運営支援室長 百武 雅彦（江北中学校事務長）

「事務長」の発令を受けて、はや10ヶ月。

10ヶ月が経った今も自校の事務処理に追われ、なかなか支援室全体のことまで目が行き届かない、頼りがいの無い事務長であるのが現状である。

自分自身は、室長をしていたこともあり「管理職」になったことでの特別な変化はないと思っているが、支援室員や所属職員はどう感じているのか・・・（自覚が足りない・・・）

大町町江北町学校運営支援室は、大町小学校、大町中学校、江北小学校、江北中学校の4校、事務職員4名での小さな支援室であり、また、県内で唯一行政組織を跨いでいる支援室でもある。

行政組織が違うことにより財務規則等の違いもあり、実務面での事務処理の統一・事務処理の効率化ができていく等の、他の支援室にはない特殊な面がありながらも、支援室員の協力のもと共同実施を進めている。

月に2回の共同実施(中旬と下旬)では、その時点での業務の確認や、各手当の認定時にその事例に係る研修や、服務関係帳簿等の照合確認等を行っている。

今後も、なんでも言える、話し合える支援室になるように雰囲気をつくっていかねばならないと思っているこの頃である。



◇共通テーマ 「管理職事務長制導入による共同実施について」

嬉野市塩田地区学校運営支援室長 古賀 哲昭（塩田中学校事務長）

昭和58年唐津一中採用その後、黒髪少年自然の家・伊万里の松浦小・鹿島の七浦小・塩田の久間小・藤津教育事務所・教職員課・塩田小・吉田小そして現在の塩田中に至っております。かつて先輩諸氏から事務職員の職務内容の確立は個人の力量と人脈を培うこと(属人化)と教えられ、「ひら」、とか「どっちつかず」との風評も仕事(義務制の弱点である単数配置を補うため明日を考える事務職員同士の情報の共有による予算の効率・適正化でストレスフリーな職場作りを第一にしたマネージャー役)を通して説明しようと自問自答してきました。

やがて迫りくる合理化の波間(教育事務所県費給与事務の一元化)の中で、制度として組織(共同実施)が確立され、職位も管理職指定(校長の命を受け・権限移譲)を受けるまでになり、より一層積極的に学校運営(校長の①教育課程編制②人的配置計画③予算編成④施設整備計画＝人・物・金・情報を駆使した教育目標達成)に参画(教育を理解し財政との連携強化)できることとなりました。

嬉野市は塩田地区・嬉野地区にそれぞれ1名ずつ管理職事務長が配置されておりますが、共同実施支援室会議は両地区一緒に行い、共通理解を図っています。課題としては、数年後に予想される人事と給与の一元化システム稼働前に、それぞれの学校の流儀の一元化(セキュリティ対策も含め)を推し進め時間を捻出し、学校にいる事務職員でなければとの評価を受け公務員としての存在意義を見出せるようにすることです。更に、一昔前のおらが村の学校という地域の心のよりどころとなる結びつきを維持できるよう情報発信方法を現代風にアレンジすることです。

今自分の使命は今までの経験を踏まえ若手特に近年増加傾向の女子職員に力をつけさせること(ようやく嬉野市に配備されたPCを電話に代わる情報端末として日々の利活用による履歴の財産化と教育現場への急速なICT機器導入への対応力向上)と思っております。

◇フリーテーマ 「 エコ活動の取組 」

省エネルギーの取り組み～電気編 佐賀地区

佐賀市では平成22年度から「佐賀市学校施設最大需要電力省エネルギー事業」が実施され、平成22年6月に市内20校に電力量監視装置（以下、デマンド監視装置）が設置されました。この装置は、予測電力使用量が警報設定値を超えたときに、警報で電力の使いすぎを知らせてくれます。省エネとともに経費削減にも貢献しています。

①「デマンド監視装置」とは

◎「デマンド監視装置」

契約電力を抑制するのに効果を発揮します。

電気料金の計算方法とはどのように行われるか
ご存じですか？

電気料金＝*基本料金＋電力量料金

*基本料金＝基本料金単価×契約電力

ある月の最大使用値が過去11ヵ月の使用値より高ければ、その最大使用値が今月の契約電力として計算されてしまいます。

しかも30分間の平均需要電力値（kw）で計算されてしまいますので、わずかな時間であってもそのピーク値が契約電力量として以後1年間継続します。つまり、夏の暑い日に校内のエアコンや照明をフルに使用し、最高値を記録した状態が30分以上続いた場合、その数値で1年間は契約電力料金を支払わなければなりません。その日以降、節電を行ったとしても契約電力料金は1年間高いままです。

そんな事態にならないよう、このデマンド装置では常に数値を表示しています。設定値を超過すると電力使用量を落とすよう警報を発して、未然に防止してくれるのです。



(例) 契約電力が6.5の場合、8月にその数値を超えており8月以降1年間は契約電力が8.3になってしまう。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
デマンド値	4.0	4.5	3.9	4.3	5.1	4.7	6.4	8.3	4.3	4.6	5.3	6.4
最大デマンド値								◎				
契約電力	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3

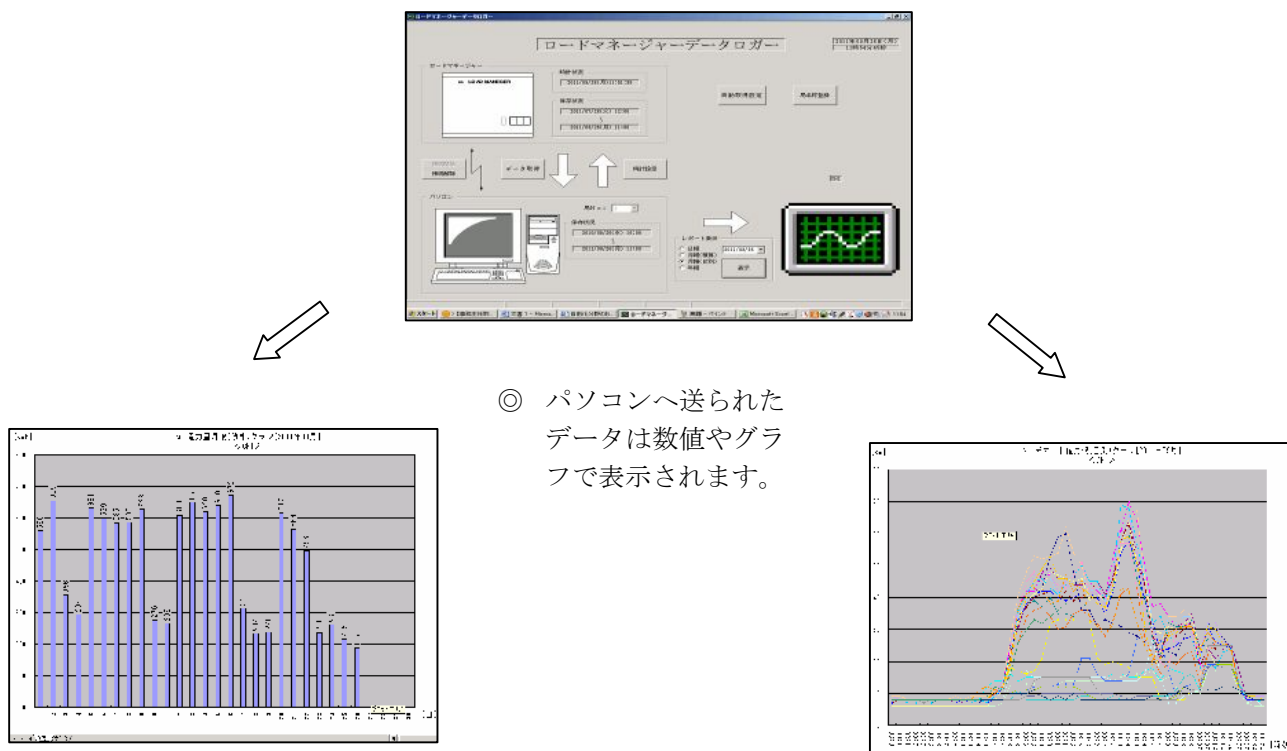
◎「デマンド監視装置」は事務室に設置しています。

◎電力使用量が設定値を超えると、警報音と共に職員室の赤色灯が回転します。



②「デマンド監視装置」のデータを利用する

「デマンド監視装置」のデータは、事務室用のパソコンへ送られ集約されます。月ごとや日ごと時間ごとに電力使用量を数値やグラフで表示することができます。各学校では、毎月初めに教育委員会へデータを報告します。



③「デマンド監視装置」による節電の成果

昨年度の6月に「デマンド監視装置」を設置したばかりで、データが少なく数字で省エネが達成されたかどうか単純に判断することはできませんが、使用する電力量を「見える」形にすることによって、省エネに対する職員の意識は大きく変わったと思います。

トイレや廊下の照明の無駄な点けっぱなしも少なくなりました。また、体育館の照明や給食室の滅菌機を一斉に使うと消費電力が一気に上がってしまうので、少し時間をずらして使用するよう心がけるようになりました。今年は職員室・事務室等のエアコンの設定温度を上げて猛暑を乗り切りました。そういったことの積み重ねで、設置当初は警報が鳴ることも多かったのですが、今はほとんど鳴ることもありません。今後もより一層、学校全体で節電に取り組んでいきたいと思います。

なお業者によれば、これらの取り組みにより設備設置費用は「おおよそ3年ほどで回収できる」とのことです。

